

65歳からの年金請求手続について

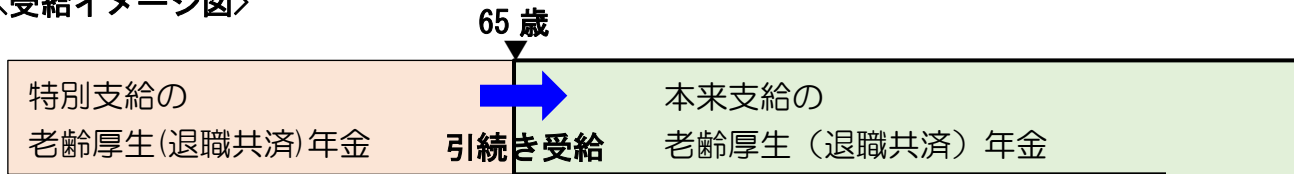
混在者
S27.4.2 後生用

現在、連合会がお支払いしている「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」は、65歳をもって終了します。

つきましては、65歳以降の「本来支給の老齢厚生（退職共済）年金」について、右面及び裏面に記載している繰下げ制度の内容をご確認のうえ、以下の④ または ⑤ の受給方法から選択していただき、それぞれの受給方法に応じた手続をお願いいたします。

④ 老齢厚生(退職共済)年金を引き続き65歳から受給する場合 【繰下げ支給を希望しない方】

＜受給イメージ図＞

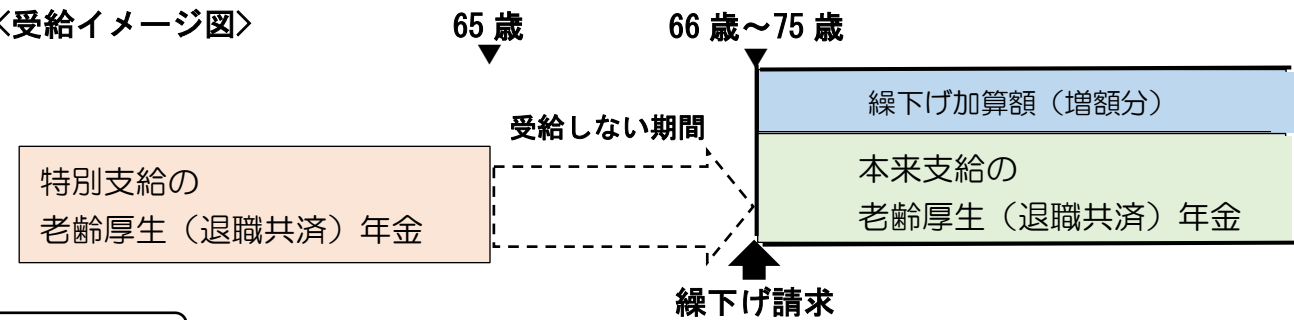


手続方法

同封の『年金決定請求書』を締め切り日までにご提出ください。

⑤ 老齢厚生(退職共済)年金の受給を66歳以降に繰下げる場合 【老齢厚生(退職共済)年金の繰下げ支給を希望する方】

＜受給イメージ図＞



手続方法

同封の『年金決定請求書』は提出せずに、繰下げ支給の年金を受けたいことを希望する時期（66歳から75歳までの間）に連合会年金部にお申し出ください。改めて請求書類をお送りします。

現時点で④・⑤のどちらを選択するか決めていない方は、『年金決定請求書』を締め切り日までにご提出いただく必要はありません。ただし、繰下げせず、本来の65歳から遡って年金を受け取りたい（④を選択する）場合は、年金支払いの時効が5年であるため、70歳になるまでの間にお申し出ください。

◇ 年金の繰下げ支給制度のポイント

66歳以降に年金の支給を繰下げた場合は、その支給をひと月繰下げごとに0.7%の年金が増額されます。

◆ 年金の繰下げ支給を検討する場合の留意点

◎ 加給年金額（配偶者または子にかかる加算額）は繰下げをしても増額されません。また、65歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受け取ることはできません。

◎ **在職支給停止となっている年金額は増額の対象となりません。（下の年金額のイメージ計算例2参照）ただし、この場合でも経過的加算額は増額の対象となります。**

◎ 遺族年金や障害年金を受ける権利を有する方は、年金を繰下げすることはできません。また、66歳に到達した日以降に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。

◎ 他の実施機関（日本年金機構、私学事業団）から支給される老齢厚生年金を受給する権利がある場合は、それらの年金も同時に繰下げなければなりません。

◎ 年金の繰下げ支給を受けている方が亡くなった場合、遺族年金額の計算は、繰下げをしない本来の年金額で計算されますので、繰下げによる増額分は遺族年金額に反映されません。

このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担額や保険料、税金に影響がある場合があります。

● 繰下げ支給の老齢厚生(退職共済)年金の年金額のイメージ

【計算例1】 70歳まで繰下げた場合

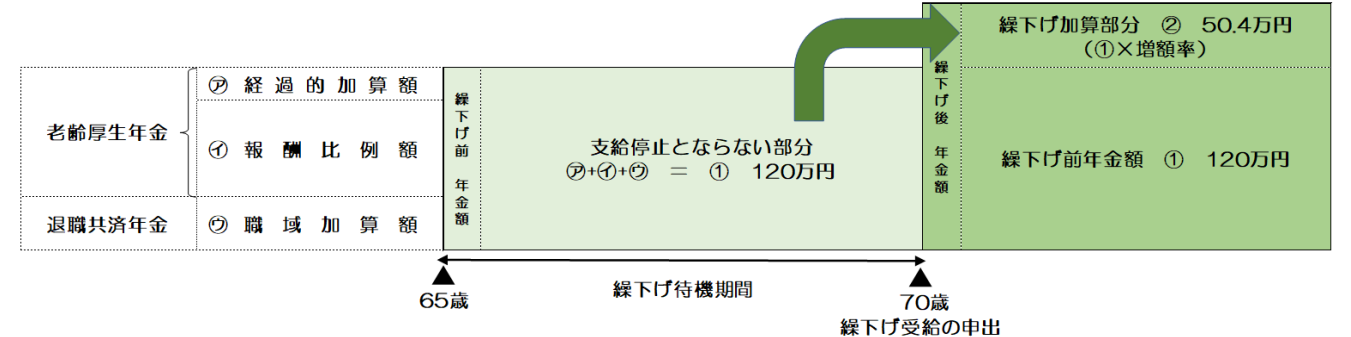
《70歳まで繰下げた場合の年金額》

（65歳から70歳までに在職支給停止額がない場合）

繰下げで増える額 … ①×0.7%×60月=504,000円…②

繰下げ前の年金額 … 1,200,000円…①

繰下げ後の年金額 … ①+②=1,704,000円



【計算例2】 70歳まで繰下げた場合

《70歳まで繰下げた場合の年金額》

（65歳から70歳までに在職支給停止額がある場合）

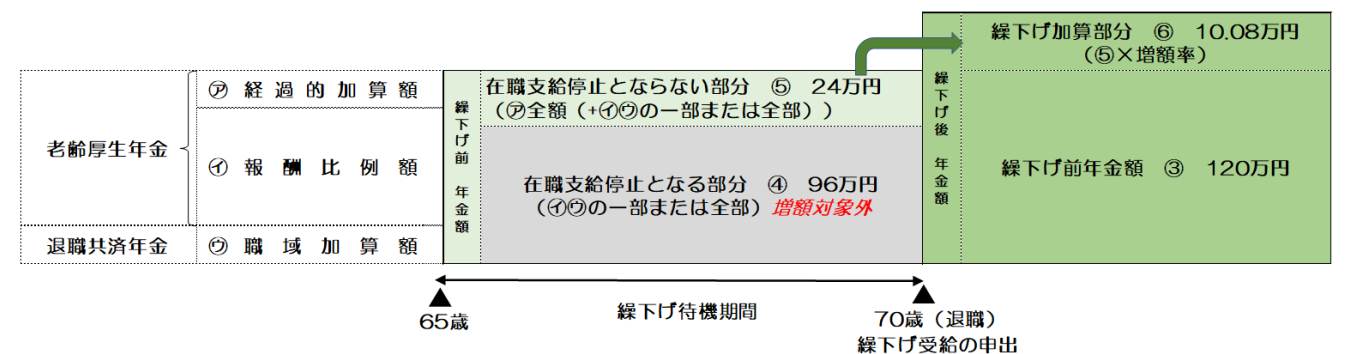
繰下げで増える額 … ⑤×0.7%×60月=100,800円…⑥

繰下げ前の年金額 … 1,200,000円…③

繰下げ後の年金額 … ③+⑥=1,300,800円

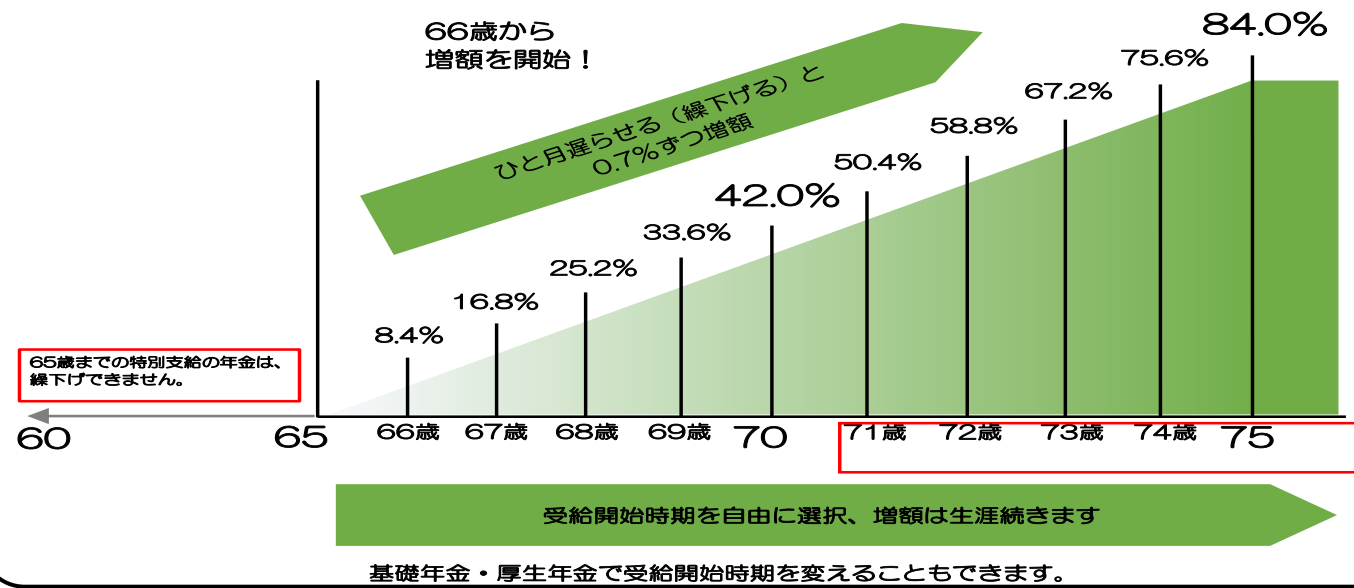
在職支給停止額 … 960,000円…④※ 増額の対象になりません。

在職支給停止後の支給額 … ③-④=240,000円…⑤

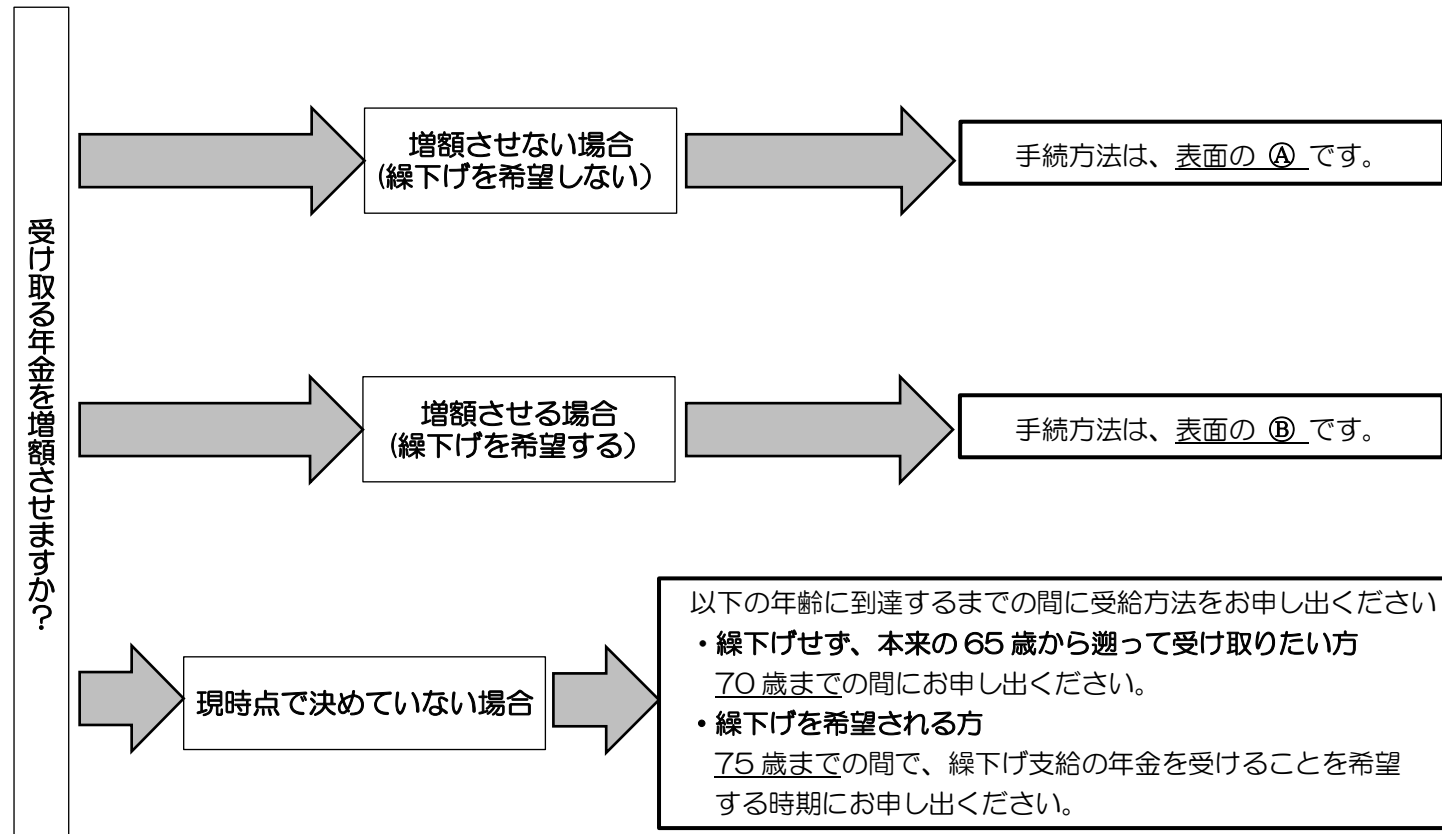


※老齢基礎年金についても、厚生年金と同様に繰下げ支給の制度があります。

◆受給開始を繰下げると年金は最大84%まで増額できます。
 年金の受給開始時期は65歳から75歳まで自由に選択できますが、
 受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。



★ 手続方法は下の2種類です。表面の受給方法とあわせてご確認ください。



☞ 「老齢基礎年金」の請求手続について

65歳以降に日本年金機構から支給される老齢基礎年金についても、老齢厚生（退職共済）年金と同様、66歳以降に支給を繰下げることができます。「老齢基礎年金」の繰下げについては、日本年金機構から送付されるご案内をご参照いただくか、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

また、老齢基礎年金の請求手続きについて確認されたところ、年金の加入期間について、国家公務員の期間だけであった場合には、手続き方法、請求先が変わってきますので、当会までご連絡ください。

65歳からの年金請求手続きについて

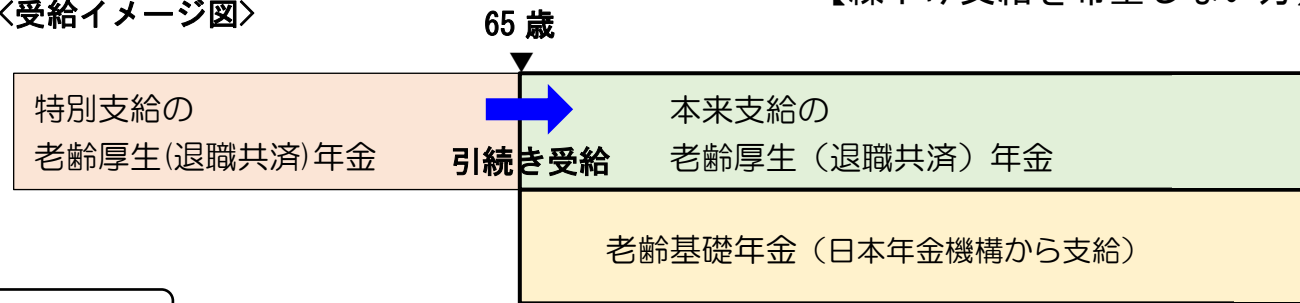
単一者
S27.4.2 後生用

現在、連合会がお支払いしている「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」は、65歳をもって終了します。

つきましては、65歳以降の「本来支給の老齢厚生（退職共済）年金」、および新たに受給することとなる国民年金の「老齢基礎年金」について、裏面に記載している繰下げ制度の内容をご確認のうえ、以下の①から④までの受給方法から選択していただき、それぞれの受給方法に応じた手続きをお願いいたします。

① 老齢厚生（退職共済）年金と老齢基礎年金を65歳から受給する場合 【繰下げ支給を希望しない方】

＜受給イメージ図＞

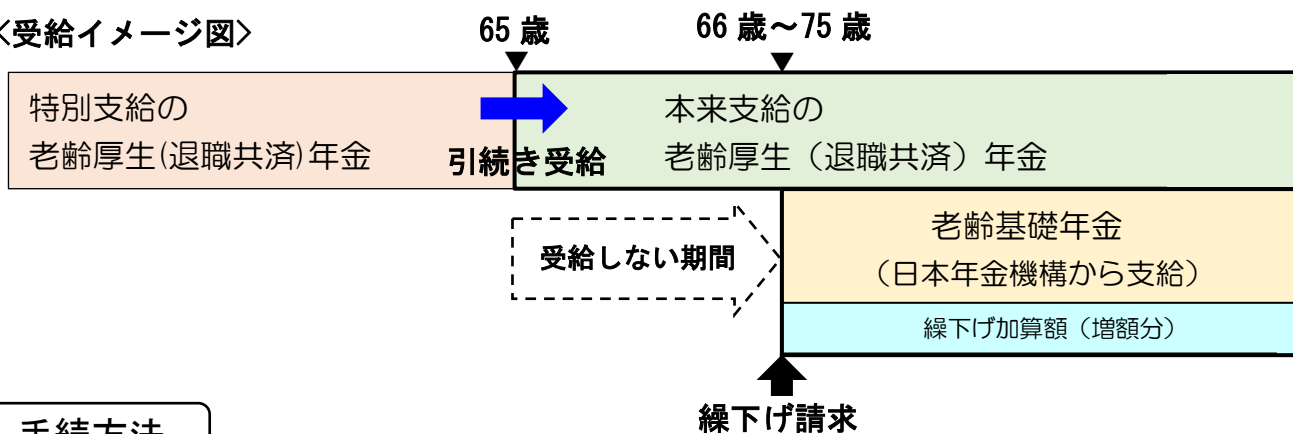


手続き方法

同封の『年金決定請求書』及び『年金請求書(国民年金老齢基礎年金)』を締め切り日までにご提出ください。

② 老齢厚生（退職共済）年金を65歳から受給し、老齢基礎年金を66歳以降に繰下げの場合 【老齢基礎年金のみ繰下げ支給を希望する方】

＜受給イメージ図＞

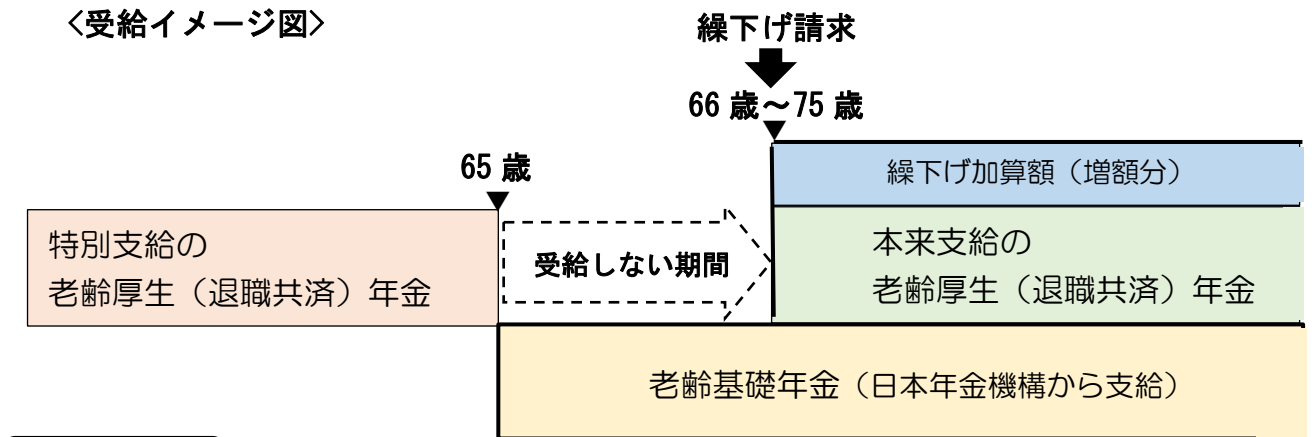


手続き方法

同封の『年金決定請求書』を締め切り日までにご提出ください。また、同封の『年金請求書(国民年金老齢基礎年金)』は提出せずに、繰下げ支給の年金を受けたいことを希望する時期（66歳から75歳までの間）に連合会年金部にお申し出ください。改めて請求書類をお送りします。

③ 老齢厚生（退職共済）年金の受給を66歳以降に繰下げ、老齢基礎年金を65歳から受給する場合 【老齢厚生（退職共済）年金のみ繰下げ支給を希望する方】

＜受給イメージ図＞

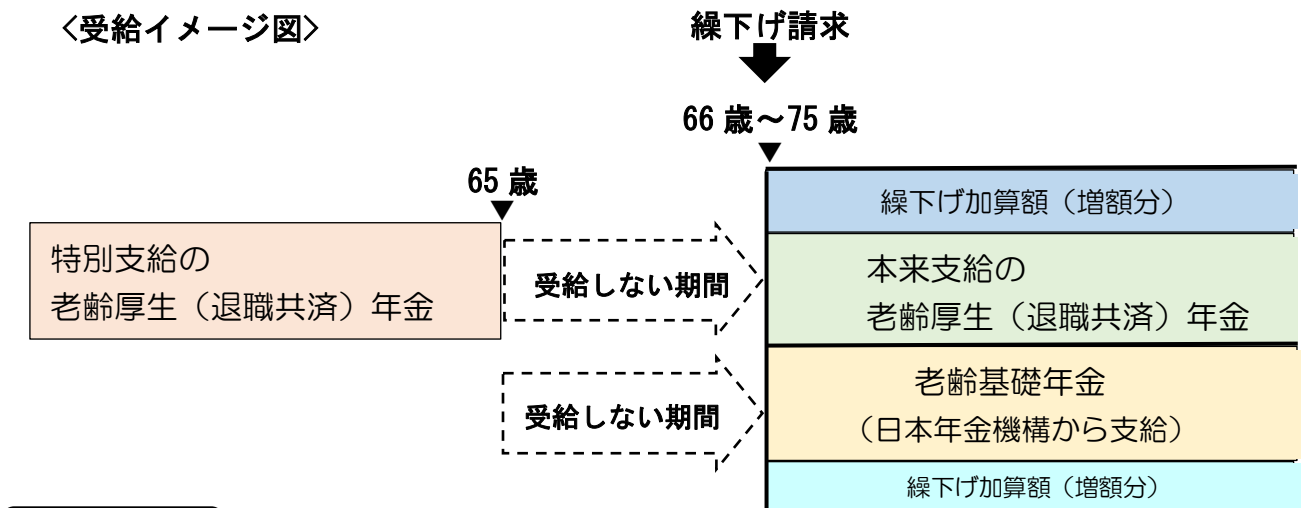


手続き方法

同封の『年金決定請求書』は提出せずに、繰下げ支給の年金を受けたいことを希望する時期（66歳から75歳までの間）に連合会年金部にお申し出ください。改めて請求書類をお送りします。また、同封の『年金請求書(国民年金老齢基礎年金)』を締め切り日までにご提出ください。

④ 老齢厚生（退職共済）年金及び老齢基礎年金の受給を66歳以降に繰下げる場合 【老齢厚生（退職共済）年金及び老齢基礎年金の両方の繰下げ支給を希望する方】

＜受給イメージ図＞



手続き方法

同封の『年金決定請求書』及び『年金請求書(国民年金老齢基礎年金)』は提出せずに、繰下げ支給の年金を受けたいことを希望する時期（66歳から75歳までの間）に連合会年金部にお申し出ください。改めて請求書類をお送りします。

現時点で①～④のいずれを選択するか決めていない方は、『年金決定請求書』及び『年金請求書(国民年金老齢基礎年金)』を締め切り日までにご提出いただく必要はありません。ただし、繰下げせず、本来の65歳から遡って年金を受け取りたい（①～③を選択する）場合は、年金支払いの時効が5年であるため、70歳になるまでのお申し出ください。

◇ 年金の繰下げ支給制度のポイント

66歳以降に年金の支給を繰下げた場合は、その支給をひと月繰下げることにより0.7%の年金が増額されます。

◆ 年金の繰下げ支給を検討する場合の留意点

- ◎ 加給年金額（配偶者または子にかかる加算額）は繰下げをしても増額されません。また、65歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受け取ることはできません。
- ◎ **在職支給停止となっている年金額は増額の対象となりません。（下の年金額のイメージ計算例2参照）ただし、この場合でも経過的加算額は増額の対象となります。**
- ◎ 遺族年金や障害年金を受け取る権利を有する方は、年金を繰下げることにはできません。また、66歳に到達した日以降に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。
- ◎ 他の実施機関（日本年金機構、私学事業団）から支給される老齢厚生年金を受給する権利がある場合は、それらの年金も同時に繰下げなければなりません。
- ◎ 年金の繰下げ支給を受けている方が亡くなった場合、遺族年金額の計算は、繰下げをしない本来の年金額で計算されますので、繰下げによる増額分は遺族年金額に反映されません。

このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担額や保険料、税金に影響がある場合があります。

● 繰下げ支給の老齢厚生(退職共済)年金の年金額のイメージ

【計算例1】 70歳まで繰下げた場合

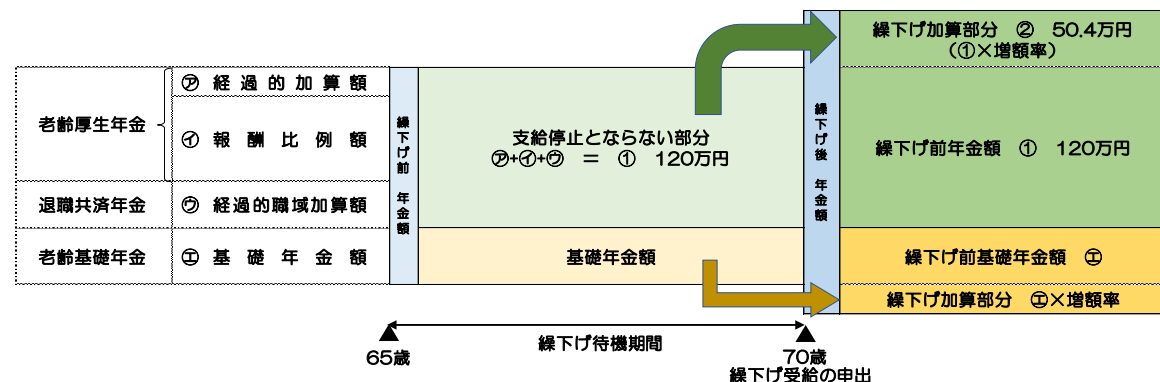
《70歳まで繰下げた場合の年金額》

(65歳から70歳までに在職支給停止額がない場合)

繰下げで増える額 … ① × 0.7% × 60月 = 504,000円 … ②

繰下げ前の年金額 … 1,200,000円 … ①

繰下げ後の年金額 … ① + ② = 1,704,000円



【計算例2】 70歳まで繰下げた場合

《70歳まで繰下げた場合の年金額》

(65歳から70歳までに在職支給停止額がある場合)

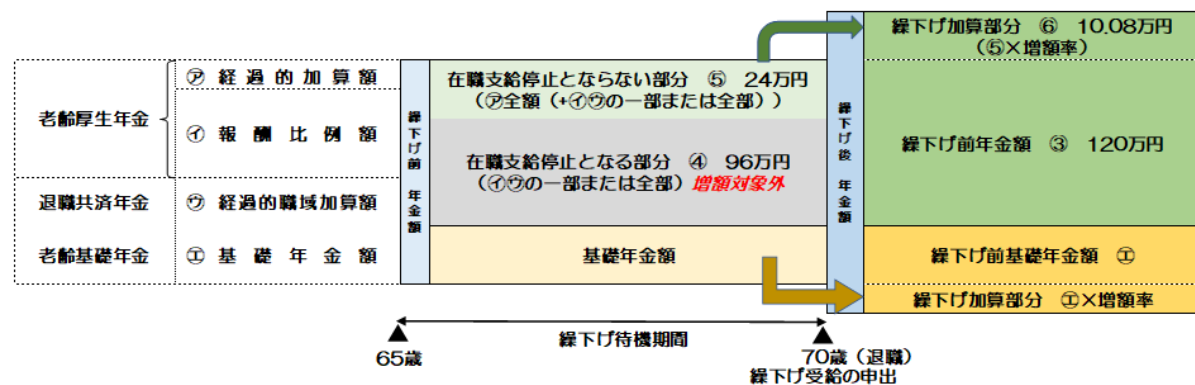
繰下げで増える額 … ⑤ × 0.7% × 60月 = 100,800円 … ⑥

繰下げ前の年金額 … 1,200,000円 … ③

繰下げ後の年金額 … ③ + ⑥ = 1,300,800円

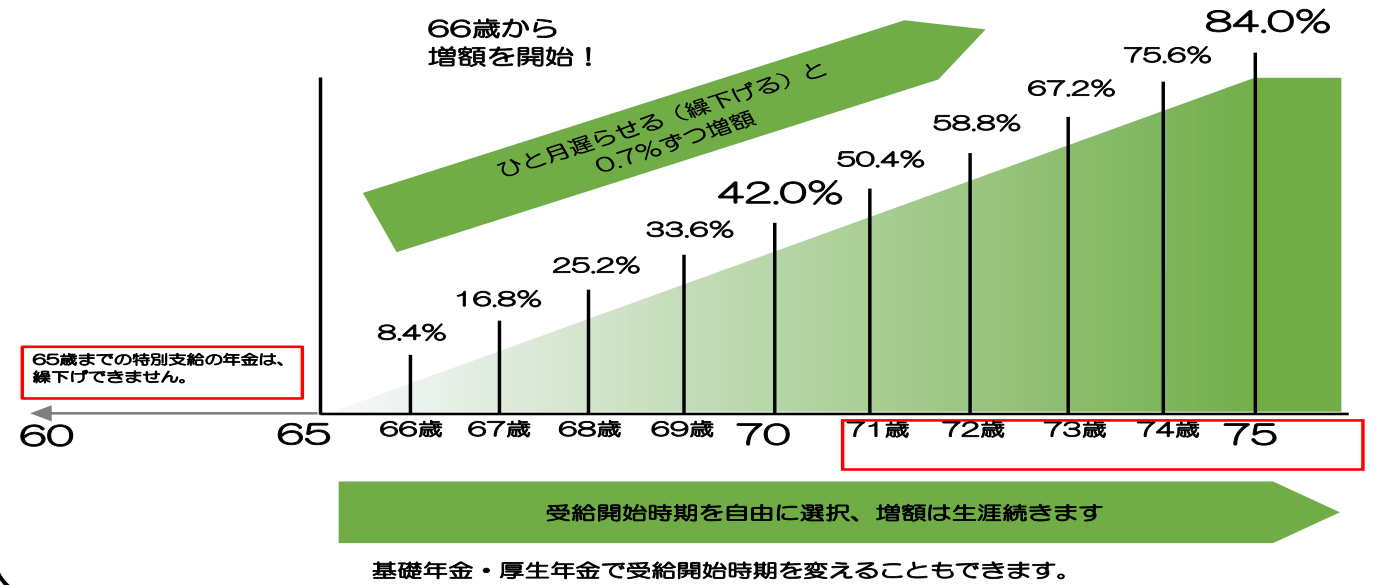
在職支給停止額 … 960,000円 … ④ ※ 増額の対象になりません。

在職支給停止後の支給額 … ③ - ④ = 240,000円 … ⑤

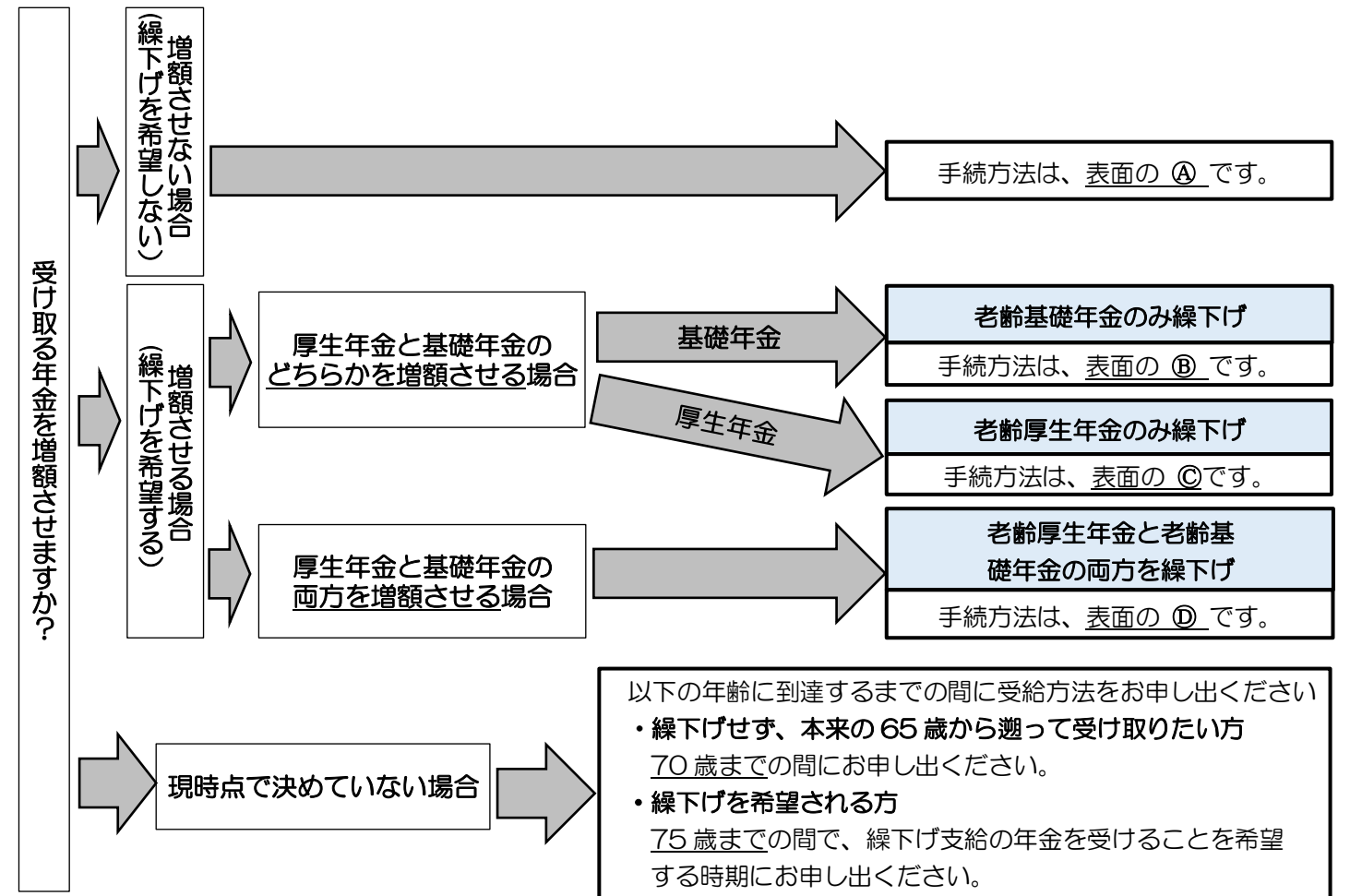


※老齢基礎年金は在職支給停止がないため、老齢基礎年金額に増額率を乗じた金額が増額になります。

◆ 受給開始を繰下げると年金は最大84%まで増額できます。年金の受給開始時期は65歳から75歳まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。



★ 手続方法は下の4種類です。表面の受給方法とあわせてご確認ください。



☞ 「老齢基礎年金」の請求手続について

連合会で「老齢基礎年金」の繰下げの手続ができるのは、同封の『年金加入履歴調査票』で「ア加入したことがない」に○を付けた方に限ります。「イ加入したことがある」に○を付けた方は、日本年金機構での手続となりますので、ご了承ください。